

長崎外国語大学保護者会 役員の就退任に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎外国語大学保護者会会則第6条に基づく役員の就退任に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、正会員の中から総会で選出された会長、副会長、理事及び監事をいう。

(役員の就任)

第3条 役員は保護者会理事会（以下、理事会という）の推薦を受け、総会の決議をもって選出され、かつ本人の承諾によって確定する。

2 就任を承諾した役員は、遅滞なく「就任承諾及び誓約書」を会長に提出しなければならない。

(任期)

第4条 任期は、当該年度の定期総会の翌日から次年度定期総会までとする。

(役員の自動更新)

第5条 正会員としての資格を有する役員の内、次年度総会前までに辞任届が提出されない場合は、自動的に役員候補者となる。

(任期満了)

第6条 任期を満了し、かつ、子の卒業等、正会員としての資格を失ったときとする。

(辞任)

第7条 役員が辞任しようとする場合は、辞任届を会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、会長は受理日以降、最初に到来する理事会に諮ったうえで決定するものとする。

(解任)

第8条 役員が以下のいずれかの要件に該当する場合は、理事会に諮ったうえで解任されるものとする。

- (1) 悪意又は重大な過失による法令・定款・公序良俗に反する行為を行った場合。
- (2) 健康上の理由から、役員としての職務の継続が困難となった場合。
- (3) 正当な理由なく、又は未連絡のまま連続して2回以上の定例理事会を欠席した場合。
- (4) その他、理事会の議を経て、解任が妥当と会長が判断した場合。

2 解任が決定した場合は、文書により通知するものとする。

(役員の退任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、総会日又はその日以降、最初に到来する理事会の日をもって退任とする。

- (1) 任期が満了したとき
- (2) 辞任したとき
- (3) 解任されたとき
- (4) 死亡したとき

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が決定する。

附則

この規程は、2025(令和7)年5月19日から施行する。